

Contents

コーポレートガバナンスの状況

内部牽制体制	1
法令等遵守の態勢	1
リスク管理の状況	1

お客さま保護等への取り組み

反社会的勢力に対する対応について	2
個人情報保護法への対応について	2
ATMによるキャッシュカード支払機能の一部制限について	2
「未利用口座管理手数料」の新設について	2
金融ADR制度への対応	3
金融商品に関する勧誘方針	3

単体情報

貸借対照表	4
損益計算書	5
剰余金処分計算書	5
最近5年間の主要な経営指標の推移	8
主要な業務の状況を示す指標	8
預金に関する指標	9
役職員一人当たりの実績	9
貸出金等に関する指標	10
信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	11
貸倒引当金の状況	11
貸出金償却の額	11
有価証券に関する指標	12
役職員の報酬体系の情報開示	14

連結情報

金庫及びその子会社等の主要な事業の内容	15
---------------------	----

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況に関する定性的な開示事項	16
自己資本の構成に関する開示事項	18
定量的な開示事項	
自己資本の充実度に関する事項	20
その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	21
信用リスクに関する事項	22
信用リスク削減手法に関する事項	24
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	24
証券化エクスポージャーに関する事項	24
出資等エクスポージャーに関する事項	24
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	25
金利リスクに関する事項	25



IIDA SHINKIN BANK

HOTLINE 2023

ディスクロージャー誌

飯田信用金庫の現況

資料編



IIDA SHINKIN BANK
飯田信用金庫

コーポレートガバナンスの状況

■内部牽制体制

当金庫は、総代会、理事会、監事会、会計監査人等による外部牽制・内部牽制体制のもとで、コーポレートガバナンスの体制強化を図り、経営の健全性・適切性の確保に努めております。

また、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を自覚し、当金庫グループは法令・倫理に基づくコンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置づけ、役職員一丸となって取り組んでおります。

飯田信用金庫 内部統制基本方針

1. 当金庫は金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備しております。
2. 当金庫は理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備しております。
3. 当金庫は金庫及びその子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備しております。
4. 当金庫は金庫の理事及びその子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備しております。
5. 当金庫は金庫の理事及び職員並びにその子法人等の役職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制を整備しております。
6. 当金庫はその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しております。
7. 当金庫は金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制を整備しております。

■法令等遵守の態勢

飯田信用金庫及び関連会社は、法令・倫理に基づく業務活動を経営上の最重要課題と位置づけ、役職員が信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等を遵守して行動することをお約束するため「倫理綱領」を定めております。

また、役職員一人ひとりの業務活動が倫理綱領に沿ったものであることを確実にするため、CMS（コンプライアンスマネジメントシステム）の仕組みを構築し、運用しております。

このCMSにおいては、定期的なモニタリングや監査などを組み合わせることでその実効性を確保するとともに、お客さまからお寄せいただくご意見・ご要望・苦情なども、業務改善や経営改善に反映させていただいております。

さらに、毎年の実施結果は、理事会での見直しによって継続的な改善を行っております。

飯田信用金庫 倫理綱領

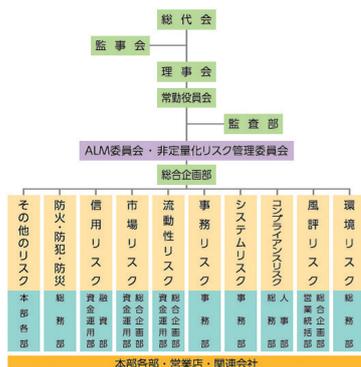
飯田信用金庫及び関連会社は、法令・倫理に基づく業務活動を経営上の最重要課題と位置づけ、これをマネジメントシステムとして確立し、継続的な改善に努める。

1. 飯田信用金庫及び関連会社の役職員・社員は、社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
また、お客さまが当金庫及び関連会社との取引に関して期待する利益が不当に害されないよう、適切に管理するための態勢を整備することに取り組む。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 飯田信用金庫及び関連会社の役職員・社員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 環境マネジメントシステムの適切な運用により、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業住民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。
9. この倫理綱領は、飯田信用金庫及び関連会社の役職員・社員に周知するとともに、一般に開示する。

■リスク管理の状況

総合企画部を統合的なリスク管理部署として位置づけ、当金庫がさらされるあらゆるリスクに対応する体制を整え、リスク統括規程に基づき状況に対応した適切なリスク管理を行っております。なお、定量化が困難なリスクについては、半期に1度開催する非定量化リスク管理委員会にて把握・管理する体制としており、その内容は理事会に報告しております。

●リスク管理体制



●コンプライアンスリスク管理

当金庫では、平成14年度からISOの手法を取り入れたコンプライアンスマネジメントシステムを構築し、運用しています。法令等遵守の基本方針である「倫理綱領」に基づいて年間の行動計画を策定し、役職員に対するコンプライアンス教育を行うと同時に、苦情・提案等を積極的に取り込み、改善に努めております。

また、このマネジメントシステムの確実な運用を確保するため、事務検査、内部監査などにより、多角的なチェックを実施しております。

●信用リスク管理

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と業務推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっています。また、内部研修の実施や外部研修への派遣により職員の審査能力向上を図るとともに、不動産管理システム及び信用格付システムの導入によって貸出資産の管理にも努めております。有価証券運用に関しては、市場リスク管理規程による限度額管理を行っております。

〔資産自己査定の実施〕

適正な償却・引当を行うため、資産の自己査定を実施し、リスク量の把握に努め、経営の健全性を確保しております。また、合理性のある査定のため、信用格付制度を導入しております。

●事務リスク管理

当金庫では、日常の事務ミスを未然に防止するため、内部規程の整備を行うとともに内部研修による職員の事務処理能力向上を図る一方、事務の内容によって日次、月次での店内検査実施を義務づけることにより、万一事故が発生した場合でも早期発見できる体制を整えております。

また、関連部署では逐一苦情の原因となった事務ミスや事務取扱方法を分析・検討し、事務ミス情報の共有化を図る体制を構築する等、積極的に改善に取り組んでおります。

●市場リスク管理

金融政策の変更により、市場運用環境も変化しておりますが、当金庫では市場リスク管理規程に基づき牽制機能を働かせる中で厳格で健全な運用管理に努め、ALM委員会ですリスク量を把握・コントロールする体制としております。

●風評リスク管理

当金庫では、お客さまからのご要望やご不満に素早くお応えするための態勢整備に努めており、お取引店だけでなく本部担当部署も加わって現状の把握と原因の分析による問題解決を図るとともに、再発防止のための施策に反映する仕組みを整えております。

また、みなさまに安心してお取引いただけるよう、経営内容の積極的な開示に努めております。

●流動性リスク管理

当金庫では、流動性リスク管理会議を開催し、毎週支払準備資産の状況などをモニタリングしているほか、定期的実施するBCP訓練の現金手配訓練により緊急時対応に備えております。

●システムリスク管理

当金庫では、リスクの所在や種類などを明確にするとともに、厳格なセキュリティ管理と定期的な点検やシステム監査を実施して、安定的な業務遂行のための態勢強化を図っております。また、一般社団法人しんぎん共同センターに加盟しており、不測の大規模災害等に備えた万全のバックアップシステムが機能し、万一コンピュータトラブルが発生しても迅速に対応できる仕組みとなっております。

●環境リスク管理

当金庫では、平成12年11月に環境マネジメントシステムISO14001規格の認証を取得、現在は同規格の最新版へステップアップし運用を行っております。具体的には、当金庫業務が環境に与える影響を調査し、環境保護のための施策を立案して実施しているほか、お客さまが当金庫をご利用いただくことによって、環境保護活動にご参加いただけるような商品の開発に努めております。

お客さま保護等への取り組み



反社会的勢力に対する対応について

平成19年6月に政府が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を公表したのを受け、当金庫では倫理綱領に「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。」ことを明示し、この方針に基づき、取引約款等に「暴力団排除条項」の導入を行うとともに、警察庁、金融庁などと連携を図り、暴力団等反社会的勢力との取引排除に取り組んでいます。

この取り組みを進めるにあたり、当金庫ではお客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明・確認する書面へのご署名をお願いしています。

お客さまには、お手間をお掛けすることとなりますが、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。



個人情報保護法への対応について

平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が施行されたことに伴い、当金庫では金融庁、全信協などのガイドライン、実務指針、自主ルールなどを参照し、個人情報の保護と適切な利用に関する考え方や方針に関する宣言（個人情報保護宣言）の公表や保有個人データのご本人への開示手続きなどを定めています。

個人情報保護宣言の全文、その他個人情報の取り扱いに関する詳細については、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスターにてご案内しています。

当金庫の個人情報の取り扱いに関してご不明な点がございましたら、お取引店窓口または事務サポート課へお問い合わせください。

【飯田信用金庫 事務サポート課】 〒395-8611 飯田市本町1-2
TEL.0265 (52) 0211 FAX.0265 (22) 4315



ATMによるキャッシュカード支払機能の一部制限について

振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は後を絶たず、依然として深刻な状況にあります。

特に、ご年配のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードを騙し取りATMから現金を引出す「カード詐欺」や、ご年配のお客さまをATMへ誘導してご預金を振り込ませる「還付金詐欺」が増加しております。

こうした詐欺被害を防止するための対策として、当金庫では県内金融機関と長野県警察と連携して「特殊詐欺撲滅のための共同宣言」を行い、一部のお客さまにつきましては、ATMによるキャッシュカードを使用したお引出しとお振込みを一部利用制限させていただきます。

お客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

現金引出限度額の引き下げについて

1. 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまで、過去2年間ATMにてキャッシュカードを使用した現金のお引出しの利用をされていない口座のお客さま。

2. 内容

上記のお客さまは、ATMにてキャッシュカードを使用した現金お引出しの1日の限度額を10万円とさせていただきます。

3. 開始時期

令和4年4月より開始

振込限度額の引き下げについて

1. 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまで、過去2年間ATMにてキャッシュカードを使用したお振込みを利用されていない口座のお客さま。

2. 内容

上記のお客さまは、ATMにてキャッシュカードを使用したお振込みができなくなります。（ATMでの振込限度額が「0円」となります。）

3. 開始時期

平成29年6月より開始

ご注意事項

- キャッシュカードによるお預入れは、従来通りご利用いただけます。
- 対象のお客さまは、当金庫に登録された年齢を基に判定させていただきます。
- 現在対象外のお客さまにつきましても、上記「対象となるお客さま」に該当することとなった時点で引出・振込の制限が開始されますのでご注意ください。
- 対象となるお客さまで、引出・振込取引のご利用・限度額の引き上げをご希望される場合、キャッシュカード・お届印・ご本人確認書類（運転免許証など）をお持ちのうえ、平日の営業時間内にお取引店の窓口へお申し出ください。



「未利用口座管理手数料」の新設について

当金庫は令和4年2月より、長期間ご利用のない預金口座を対象とした「未利用口座管理手数料」を新設し、令和6年4月より引落しを開始いたします。

この取り扱いは、長期間ご利用のない預金口座をお持ちのお客さまに未利用口座の存在をお知らせし、口座の再活用をお願いすることで、マネー・ローンダリングなどの犯罪に利用される可能性がある未利用口座の削減と、預金口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するために取り組むものです。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

対象預金の種類	普通預金（決済用普通預金含む）・貯蓄預金
対象となる口座 (未利用口座)	最後のお預入れまたはお引出し（預金口座のお利息の入金、未利用口座管理手数料の引落しを除く）から 2年以上 、お預入れまたはお引出しがない口座 ※紛失・盗難などによりご利用停止されている口座も対象となります
対象外となる口座	次のいずれかに該当する場合は対象外とします。 ●該当口座の残高が 1,000円以上 の場合 ●該当口座と同一店に他の金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がある場合 ●該当口座と同一店にお借入れがある場合
手数料金額	年間550円（消費税込み）
手数料の引落とし	(1)未利用口座管理手数料の対象となった翌月に、対象のお客さまへ「ご案内」を郵送いたします。 ※「ご案内」が延滞または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (2)「ご案内」郵送後、一定期間（2か月）経過後もお預入れ・お引出し・解約等のお取引がない場合、所定の未利用口座管理手数料を対象口座から引落としさせていただきます。 ※一旦引落としいたしました手数料は、ご返却いたしかねます。
対象口座の自動解約	口座残高が未利用口座管理手数料以下の場合は、口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を自動的に解約させていただきます。 ※解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

振り込み詐欺にご注意ください

「ATMで還付金が受け取れる」と言われたら、それは詐欺です。最近はおレオレ詐欺や還付金詐欺などの振り込み詐欺被害が増加しています。犯人は複数で劇団のように刑事役、弁護士役などを分担して演じることで被害者を信じ込ませ、お金を騙し取ろうとします。

少しでもおかしいと思われるならお金を振り込む前、手続きする前に、もう一度ご家族やご友人などに確認・相談してください。

また、このような犯罪被害防止のため、当金庫では警察からの要請を受け、大口現金の払い戻しに際してはお使いみちの確認などの「お声掛け」をさせていただきますので、ご理解をお願いします。

キャッシュカードや暗証番号のお取り扱いにご注意ください

【お客さまへのお願い】

車上狙い等によりキャッシュカードが盗難に遭い、預金が不正に引き出される被害が社会的問題となっています。キャッシュカード等が盗難に遭ったり紛失されたりした場合は速やかに下記緊急連絡先までご連絡ください。

キャッシュカードが盗難に遭った場合に、暗証番号に生年月日など、類推されやすい番号を使用していたり、暗証番号を記録したメモと一緒に保管していたりすると、不正引き出し被害発生の確率が非常に高くなります。キャッシュカードの暗証番号は当金庫ATMで簡単に変更いただけますので、類推されやすい暗証番号を使用されている場合は変更いただきますようお願いいたします。また、定期的に変更されることをおすすめします。

偽造・盗難キャッシュカードなど被害の補償について

当金庫では、個人のお客さまの偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金払い出し被害に対する補償を行っています。偽造・盗難キャッシュカードによる不正な預金払い出し被害に遭われた場合は、各お取引店へご相談ください。

なお、補償に際しては、キャッシュカード・暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況などについて、当金庫の調査にご協力いただくことが必要となります。

お客さまに「故意」、「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、キャッシュカード・暗証番号の管理に十分ご注意ください。

【盗難・紛失時緊急連絡先】

曜日等	受付時間帯	連絡先	連絡先電話番号
平日	8:30~17:00	各お取引店	各お取引店へお申し出ください。
	上記以外の時間帯	事務部	フリーダイヤル 0120-58-0211
土曜・日曜・祝日	24時間対応		

■金融ADR制度への対応

●お客さまからのご意見等に対する取り組み

当金庫は、金融商品や各種サービスなどに関するお客さまからのご意見、ご相談、苦情、紛争等（以下「苦情等」という）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さま保護とお客さま満足度の向上に努めます。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店と関係部署との連携を図り、迅速・適切かつ公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努め、今後の業務運営に活かしていきます。
4. 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部コンプライアンス課がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
5. 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を取引店から行います。
6. お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
7. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
8. 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
9. 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情等は、各お取引店または総務部コンプライアンス課にお申し出ください。

①各お取引店

受付時間：9：00～17：00（信用金庫の営業日に限る）

②担当窓口 総務部コンプライアンス課

電話番号：0120-114-943（フリーダイヤル） 受付時間：9：00～17：00（信用金庫の営業日に限る）

当金庫でお取引いただいているお客さまからの相談や苦情を一般社団法人全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所ならびに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する関東地区しんきん相談所でも、電話、手紙、面談により受け付けています。

③全国しんきん相談所

電話番号：03-3517-5825 受付時間：9：00～17：00（信用金庫の営業日に限る）

④関東地区しんきん相談所

電話番号：03-5524-5671 受付時間：9：00～17：00（信用金庫の営業日に限る）

●紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）、長野県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、各お取引店、総務部コンプライアンス課、または全国しんきん相談所へお申し出ください。

また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。

①東京弁護士会 紛争解決センター

電話番号：03-3581-0031 受付時間：9：30～12：00、13：00～16：00（土日祝日、年末年始を除く）

②第一東京弁護士会 仲裁センター

電話番号：03-3595-8588 受付時間：10：00～12：00、13：00～16：00（土日祝日、年末年始を除く）

③第二東京弁護士会 仲裁センター

電話番号：03-3581-2249 受付時間：9：30～12：00、13：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

④長野県弁護士会 紛争解決センター

電話番号：026-232-2104 受付時間：9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。

【移管調停】当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例）愛知県弁護士会に移管調停する。

■金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等にあたっては、次の事項を守って、適正な勧誘を行います。

1. 私どもは、お客さまの知識、経験、財産の状況およびその金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切でわかりやすい情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、私どもは、お客さまに適正な判断をしていただくために、その金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 私どもは、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて知識の向上に努めます。
4. 私どもは、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

*金融商品の販売等に関する勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

決算状況 (単体)

財務諸表

●貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)	第98期 令和4年3月31日現在	第99期 令和5年3月31日現在
現金	7,929	8,752
預け金	147,171	112,210
買入金銭債権	2,831	1,822
有価証券	316,354	316,207
国債	121,676	123,711
地方債	7,344	7,734
社債	94,762	87,610
株式	12,456	13,162
その他の証券	80,114	83,988
貸出金	260,733	263,406
割引手形	1,497	778
手形貸付	15,780	16,205
証書貸付	233,112	236,745
当座貸越	10,341	9,676
その他資産	4,268	4,252
未決済為替貸	42	40
信金中金出資金	2,265	2,265
前払費用	1	1
未収収益	900	927
その他の資産	1,058	1,017
有形固定資産	5,153	4,891
建物	2,999	2,803
土地	1,796	1,796
建設仮勘定	17	-
その他の有形固定資産	340	291
無形固定資産	264	199
ソフトウェア	235	170
その他の無形固定資産	29	29
債務保証見返	2,621	2,499
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 13,604 (△ 7,584)	△ 14,117 (△ 8,609)
資産の部合計	733,724	700,123

(単位：百万円)

(負債の部)	第98期 令和4年3月31日現在	第99期 令和5年3月31日現在
預金積金	595,250	603,585
当座預金	15,358	15,376
普通預金	212,544	225,051
貯蓄預金	2,015	2,023
通知預金	1,624	1,711
定期預金	338,346	335,658
定期積金	21,717	20,778
その他の預金	3,643	2,986
借入金	43,000	4,000
借入金	43,000	4,000
その他負債	1,322	1,886
未決済為替借	75	85
未払費用	414	336
給付補填備金	10	12
未払法人税等	170	756
前受収益	143	140
払戻未済金	14	14
職員預り金	340	337
その他の負債	153	202
賞与引当金	173	169
役員賞与引当金	15	18
退職給付引当金	1,986	2,056
役員退職慰労引当金	113	141
睡眠預金払戻損失引当金	57	55
偶発損失引当金	52	62
繰延税金負債	6,439	4,916
債務保証	2,621	2,499
負債の部合計	651,030	619,391
(純資産の部)	第98期 令和4年3月31日現在	第99期 令和5年3月31日現在
出資金	1,048	1,038
普通出資金	1,048	1,038
利益剰余金	60,020	62,066
利益準備金	1,116	1,116
その他利益剰余金	58,904	60,949
特別積立金	56,100	58,300
(経営基盤強化積立金)	(1,000)	(1,000)
当期末処分剰余金	2,804	2,649
処分未済持分	△ 0	△ 5
会員勘定合計	61,069	63,099
_{その他有価証券評価差額金}	21,623	17,631
評価・換算差額等合計	21,623	17,631
純資産の部合計	82,693	80,731
負債及び純資産の部合計	733,724	700,123

●損益計算書

(単位：千円)

	第98期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	第99期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
経常収益	9,845,850	9,368,464
資金運用収益	8,809,619	8,535,404
貸出金利息	3,312,313	3,240,837
預け金利息	159,603	118,518
有価証券利息配当金	5,262,296	5,103,488
その他の受入利息	75,405	72,559
役務取引等収益	715,378	713,580
受入為替手数料	245,769	225,958
その他の役務収益	469,609	487,622
その他業務収益	75,104	70,033
外国通貨売買益	701	655
国債等債券売却益	8,738	4,934
その他の業務収益	65,664	64,443
その他経常収益	245,747	49,446
償却債権取立益	-	10,296
株式等売却益	85,817	14,711
金銭の信託運用益	138,605	-
その他の経常収益	21,324	24,438
経常費用	6,638,244	6,319,917
資金調達費用	161,779	125,506
預金利息	154,597	118,629
給付補填備金繰入額	5,522	5,207
その他の支払利息	1,658	1,668
役務取引等費用	580,103	568,990
支払為替手数料	82,384	66,927
その他の役務費用	497,718	502,063
その他業務費用	270,242	38,060
国債等債券売却損	4,095	1,244
国債等債券償還損	263,331	33,170
その他の業務費用	2,816	3,645
経費	5,132,901	4,958,923
人件費	3,188,021	3,158,128
物件費	1,795,989	1,655,312
税金	148,890	145,482
その他経常費用	493,217	628,436
貸倒引当金繰入額	438,297	610,690
貸出金債権売却損	22,249	-
株式等売却損	3,338	-
株式等償却	796	80
金銭の信託運用損	2,111	-
その他の経常費用	26,422	17,666
経常利益	3,207,606	3,048,546

(単位：千円)

	第98期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	第99期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
特別利益	658	159
固定資産処分益	658	159
特別損失	4,683	315
固定資産処分損	4,683	315
税引前当期純利益	3,203,580	3,048,390
法人税、住民税及び事業税	461,354	1,028,747
法人税等調整額	518,968	△ 46,812
法人税等合計	980,322	981,934
当期純利益	2,223,258	2,066,455
繰越金(当期首残高)	581,182	583,510
当期末処分剰余金	2,804,440	2,649,966

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

	第98期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	第99期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
当期末処分剰余金	2,804,440	2,649,966
計	2,804,440	2,649,966

これを次のとおり処分する。

	第98期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	第99期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
剰余金処分額	2,220,929	2,020,722
普通出資に対する配当金 (配当率)	20,929 (年2%)	20,722 (年2%)
特別積立金	2,200,000	2,000,000
繰越金(当期末残高)	583,510	629,244

■当金庫の令和5年3月期の計算書類及びその附属明細書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和5年5月16日付の監査報告書を受領しております。本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類及びその附属明細書に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月19日

飯田信用金庫
理事長

小池 貞志

【貸借対照表に関する注記】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産増入法により処理しております。
 - 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
その他	3～45年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。
 - 破綻先：破産、特別清算等、法的または形式的に経営破綻の事実が発生している債務者
 - 実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている債務者
 - 破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
 - 要管理先：要注意先のうち償却の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び3カ月以上延滞債権）である債務者
 - 要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
 - 正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
 - 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - 破綻懸念先のうち、与信額や債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額（以下、「未保全額」という。）が一定額以上の大口債務者に係る債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、未保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。これ以外の債務者に係る債権については、未保全額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えて算定しております。
 - 要管理先のうち、与信額や未保全額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
 - 上記（3）以外の要管理先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を、また要管理先以外の要注意先及び正常先に係る債権については、今後1年間もしくは債権の平均残存期間に対する期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間、3年間または平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払に備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 役員貸与引当金は、役員への貸与の支払に備えるため、役員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法であります。なお、数値計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数値計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から損益処理
----------	---
- 令和5年3月31日現在の退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	2,118百万円
未認識数値計算上の差異	△61百万円
退職給付引当金	2,056百万円
 - 令和4年度の退職給付費用の内訳

勤務費用	113百万円
利息費用	6百万円
数値計算上の差異の処理額	32百万円
厚生年金基金掛金等	198百万円
 - 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	0.3%
退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準

 また、当金庫は複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数値債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円
 - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月分）

	0.4808%
--	---------
 - 補足説明
 上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等償却であります。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 顧客との契約から生じる収益について、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込める金額で収益を認識しております。
 - 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	14,117百万円
貸倒引当金は、重要な会計方針として7. に記載のとおり、債務者区分に応じて算出しております。	

 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の属する業種・業界等におけるポストコロナ下での個人消費の動向や資源価格の高騰等を踏まえ、債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金に影響を及ぼす可能性があります。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	6百万円
18. 子会社等の株式総額	27百万円
19. 子会社等に対する金銭債務総額	350百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額	9,580百万円
21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,205百万円
危険債権	10,387百万円
三月以上延滞債権	－百万円
貸出条件緩和債権	1,393百万円
合計額	18,987百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は778百万円です。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券	52,224百万円
担保資産に対応する債務	
預金	72百万円
借入金	4,000百万円

上記のほか、為替決済、当座借越及び果納事務の担保として、預け金25,002百万円、その他の資産（保証金）18百万円を差し入れております。

また、これにその他の資産に含まれる保証金は930百万円です。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の債務保証の額は1,992百万円です。

25. 出資1口当たりの純資産額 39,057円15銭

26. 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
 これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格や為替の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制
 ① 信用リスクの管理
 当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
 有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価変動の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 市場リスクの管理
 (i) 金利リスクの管理
 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
 ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会及び常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。
 (ii) 為替リスクの管理
 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 (iii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤役員会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
 このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、発行体の業況や市場環境動向などを収集、把握しております。
 これらの情報は総合企画部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。
 (iv) 市場リスクに係る定量的情報
 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
 当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
 当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じたとき想定した場合の対象となる金融商品の時価は、17,464百万円減少するものと把握しております。
 また、当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
 当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間6カ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和5年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量は、全体で16,046百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、計測手法としてのVaRの有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫ではVaRで計測したリスク量に対して、バックテストの結果を踏まえた調整を行い、市場環境変化に即したリスク量把握に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、過時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を提示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	8,752	8,752	-
(2) 預け金	112,210	112,225	14
(3) 有価証券 その他有価証券	316,113	316,113	-
(4) 貸出金（*1）	263,406		
貸倒引当金（*2）	△14,112		
	249,294	253,146	3,852
金融資産計	686,370	690,237	3,867
(1) 預金積金	603,585	603,681	95
(2) 借入金	4,000	4,000	-
金融負債計	607,585	607,681	95

（*1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 現金

現金については、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私簿債は、発行体の外部格付がないため、貸出金と同一の方法により、発行体の内部格付及び期間等を勘案して時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表上の貸出金額に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（3か月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	27
非上場株式（*1）（*2）	35
組合出資金（*3）	30
合 計	93

（*1）子会社・子法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）当事業年度において、非上場株式について100万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（*1）	76,210	36,000	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	10,313	74,187	104,879	65,569
貸出金（*2）	49,150	80,473	59,593	63,052
合 計	135,673	190,660	164,472	128,621

（*1）預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

（*2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めていません。

（注4）借入金及びその他有利負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	453,172	150,413	-	-
借入金	4,000	-	-	-
合 計	457,172	150,413	-	-

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。（貸借対照表中の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めております。）

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	11,526	6,098	5,427
債 券	166,437	155,403	11,034
国 債	107,325	97,909	9,416
地方債	6,138	5,797	341
社 債	52,973	51,696	1,276
その他	55,667	44,023	11,644
小 計	233,631	205,525	28,106
株 式	1,573	1,734	△160
債 券	52,619	54,890	△2,270
国 債	16,386	17,298	△912
地方債	1,595	1,630	△34
社 債	34,637	35,961	△1,323
その他	30,107	31,628	△1,521
小 計	84,300	88,253	△3,953
合 計	317,931	293,779	24,152

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	108	14	-
債 券	1,395	1	1
国 債	994	1	-
地方債	-	-	-
社 債	400	-	1
その他	228	3	-
合 計	1,732	19	1

30. 減損処理を行った有価証券

有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

- 時価が50%以下下落した銘柄については、減損処理を行うこととしております。
- 時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、当事業年度末及び前事業年度末の時価や発行会社の信用リスク等を判断基準として時価の回復可能性を判断し、減損処理を行うこととしております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,455百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のもの21,404百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,595百万円
退職給付引当金	555百万円
減価償却超過額	262百万円
その他	276百万円
繰延税金資産小計	4,689百万円
評価性引当額	△3,084百万円
繰延税金資産合計	1,605百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6,521百万円
繰延税金負債合計	6,521百万円
繰延税金負債の純額	4,916百万円

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	100百万円
顧客との契約から生じた債権	20百万円
契約負債	2百万円

34. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、計算書類等と与える影響はありません。

【損益計算書に関する注記】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 4,146千円
子会社との取引による費用総額 53,759千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 989円63銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は667,102千円であります。
- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益は、主として役員取引等収益であります。役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、送金や代金取立等の内為替業務等に係る「受入為替手数料」、投資信託や保険の販売代理業務、貸金庫業務等に係る「その他の役員取引等収益」があります。これらの取引の履行義務は、通常、貸借の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。当金庫等に係る固定利率等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に按分しております。なお、履行義務が1年超になる取引はありません。

●最近5年間の主要な経営指標の推移

	第95期 平成30年度	第96期 令和元年度	第97期 令和2年度	第98期 令和3年度	第99期 令和4年度
経常収益	10,273,260千円	9,388,561千円	9,861,457千円	9,845,850千円	9,368,464千円
経常利益	3,141,093千円	2,470,399千円	1,950,729千円	3,207,606千円	3,048,546千円
当期純利益	2,489,643千円	2,019,687千円	1,764,706千円	2,223,258千円	2,066,455千円
出資総額	1,075百万円	1,067百万円	1,059百万円	1,048百万円	1,038百万円
出資総口数	2,151千口	2,134千口	2,118千口	2,097千口	2,077千口
純資産額	78,393百万円	73,026百万円	82,909百万円	82,693百万円	80,731百万円
総資産額	632,890百万円	633,980百万円	721,225百万円	733,724百万円	700,123百万円
預金積金残高	540,130百万円	549,495百万円	582,406百万円	595,250百万円	603,585百万円
貸出金残高	247,600百万円	251,910百万円	257,606百万円	260,733百万円	263,406百万円
有価証券残高	307,961百万円	299,104百万円	314,418百万円	316,354百万円	316,207百万円
単体自己資本比率	17.58%	17.61%	18.26%	18.92%	20.17%
出資1口当たり配当金	10円	10円	10円	10円	10円
役員数	15人	15人	15人	16人	16人
うち常勤役員数	7人	7人	7人	8人	8人
職員数	339人	378*人	378人	360人	347人
会員数	27,598人	27,467人	27,424人	27,323人	27,154人

* パート職員の職群転換により職員数が増加しております。

●主要な業務の状況を示す指標

〈業務粗利益・業務純益等〉 (単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	8,648,038	8,409,897
資金運用収益	8,809,619	8,535,404
資金調達費用	161,581	125,506
役員取引等収支	135,275	144,589
役員取引等収益	715,378	713,580
役員取引等費用	580,103	568,990
その他の業務収支	△ 195,138	31,972
その他業務収益	75,104	70,033
その他業務費用	270,242	38,060
業務粗利益	8,588,175	8,586,460
業務粗利益率	1.22%	1.22%
業務純益	3,823,295	4,185,140
実質業務純益	3,495,793	3,673,786
コア業務純益	3,754,482	3,703,267
△(除く投資信託解約損益)	3,711,196	3,573,722

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和3年度198千円、令和4年度該当なし）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
4. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
5. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
6. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

〈資金運用収支の内訳〉

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	703,545	698,682	8,809,619	8,535,404	1.25	1.22
うち貸出金	257,070	259,754	3,312,313	3,240,837	1.28	1.24
うち預け金	159,033	146,206	159,603	118,518	0.10	0.08
うち有価証券	282,828	288,749	5,262,296	5,103,488	1.86	1.76
資金調達勘定	643,943	637,272	161,581	125,506	0.02	0.01
うち預金積金	601,054	613,705	160,120	123,837	0.02	0.02
うち借入金	43,547	23,232	—	—	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和3年度479百万円、令和4年度526百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和3年度991百万円、令和4年度該当なし）及び利息（令和3年度0百万円、令和4年度該当なし）をそれぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〈受取・支払利息の増減〉

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	98,758	352,982	451,741	130,297	△ 404,512	△ 274,215
うち貸出金	29,490	△ 175,918	△ 146,428	35,126	△ 106,602	△ 71,475
うち預け金	48,227	16,171	64,399	△ 12,141	△ 28,943	△ 41,085
うち有価証券	22,145	506,894	529,039	114,134	△ 272,943	△ 158,808
支払利息	9,636	△ 91,620	△ 81,983	3,453	△ 39,726	△ 36,273
うち預金積金	9,411	△ 91,616	△ 82,204	3,447	△ 39,730	△ 36,283
うち借入金	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〈利鞘〉

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	1.25	1.22
資金調達原価率	0.81	0.79
総資金利鞘	0.43	0.43

〈利益率〉

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.45	0.43
総資産当期純利益率	0.31	0.29

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝

$$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

●預金に関する指標

〈預金積金及び譲渡性預金平均残高〉

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	234,542	252,360
うち有利息預金	200,439	217,221
定期性預金	365,139	359,883
うち固定金利定期預金	342,185	338,490
うち変動金利定期預金	128	117
その他預金	1,372	1,461
合計	601,054	613,705
譲渡性預金	—	—
総計	601,054	613,705

〈定期預金残高〉

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
定期預金	338,346	335,658
固定金利定期預金	338,226	335,568
変動金利定期預金	120	89
その他	—	—

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. その他預金＝別段預金＋納税準備預金＋非居住者円預金

〈預金科目別残高及び構成比〉

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	15,358	2.5	15,376	2.5
普通預金	212,544	35.7	225,051	37.2
貯蓄預金	2,015	0.3	2,023	0.3
通知預金	1,624	0.2	1,711	0.2
定期預金	338,346	56.8	335,658	55.6
定期積金	21,717	3.6	20,778	3.4
その他の預金	3,643	0.6	2,986	0.4
合計	595,250	100.0	603,585	100.0

〈預金者別預金残高及び構成比〉

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	468,756	78.7	472,094	78.2
一般法人	102,016	17.1	103,030	17.0
金融機関	330	0.0	314	0.0
公金	24,147	4.0	28,146	4.6
合計	595,250	100.0	603,585	100.0

〈預貸率〉

(単位：%)

預貸率	令和3年度	令和4年度
	期末	43.80
期中平均	42.76	42.32

(注) 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

●役職員一人当たりの実績

	令和3年度	令和4年度
預金残高	1,617百万円	1,700百万円
貸出金残高	708百万円	741百万円
経常利益	8,716千円	8,587千円
当期純利益	6,041千円	5,821千円

- (注) 1. 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。
 2. 役職員数は期末人数にて計算しております。

●貸出金等に関する指標

〈手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高〉

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
手形貸付	15,335	15,775
証書貸付	231,941	234,347
当座貸越	8,916	8,770
割引手形	876	861
合計	257,070	259,754

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〈固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高〉

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金	260,733	263,406
固定金利	181,398	180,782
変動金利	79,334	82,624

〈担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額〉

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	2,303	1,874
有価証券	—	15
動産	—	—
不動産	12,035	12,370
その他	17	16
計	14,356	14,276
信用保証協会・信用保険	80,503	85,621
保証	26,281	25,355
信用	139,591	138,152
合計	260,733	263,406

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	609	753
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	319	303
その他	—	—
計	928	1,056
信用保証協会・信用保険	4	0
保証	3	3
信用	1,683	1,439
合計	2,621	2,499

〈使途別の貸出金残高〉

(単位：百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
運転資金	129,984	49.85	127,397	48.36
設備資金	130,748	50.15	136,009	51.64
合計	260,733	100.00	263,406	100.00

〈消費者ローン・住宅ローンの残高〉

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
消費者ローン	19,709	20,558
住宅ローン	66,885	69,175
合計	86,595	89,734

〈業種別貸出金残高〉

(単位：先、百万円、%)

	令和3年度			令和4年度		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	413	32,362	12.41	403	32,209	12.22
農業・林業	89	591	0.22	90	569	0.21
漁業	5	25	0.00	5	31	0.01
鉱業・採石業・砂利採取業	7	248	0.09	7	246	0.09
建設業	569	17,405	6.67	575	14,683	5.57
電気・ガス・熱供給・水道業	51	2,239	0.85	51	3,157	1.19
情報通信業	10	440	0.16	9	641	0.24
運輸業・郵便業	52	4,000	1.53	56	4,019	1.52
卸売業・小売業	448	20,515	7.86	433	20,279	7.69
金融業・保険業	17	11,609	4.45	15	11,981	4.54
不動産業	271	18,886	7.24	284	21,545	8.17
物品賃貸業	8	1,167	0.44	9	1,230	0.46
学術研究・専門・技術サービス業	62	1,391	0.53	65	1,353	0.51
宿泊業	41	9,908	3.80	40	10,101	3.83
飲食業	280	2,916	1.11	274	2,912	1.10
生活関連サービス業・娯楽業	134	7,152	2.74	136	6,258	2.37
教育・学習支援業	15	202	0.07	15	198	0.07
医療・福祉	117	8,151	3.12	115	8,032	3.04
その他サービス業	203	4,573	1.75	205	5,615	2.13
小計	2,792	143,789	55.14	2,787	145,069	55.07
地方公共団体	14	25,868	9.92	14	24,486	9.29
個人	15,283	91,075	34.93	15,107	93,850	35.62
合計	18,089	260,733	100.00	17,908	263,406	100.00

(注) 1. 当座貸越を含んでおります。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	7,404	7,404	2,128	5,276	100.00%	100.00%
	令和4年度	7,205	7,205	1,989	5,216	100.00%	100.00%
危険債権	令和3年度	9,410	7,177	4,868	2,308	76.26%	50.82%
	令和4年度	10,387	8,473	5,081	3,392	81.57%	63.93%
要管理債権	令和3年度	1,648	980	621	359	59.48%	34.96%
	令和4年度	1,393	824	544	279	59.12%	32.94%
三ヶ月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	1,648	980	621	359	59.48%	34.96%
	令和4年度	1,393	824	544	279	59.12%	32.94%
小 計 (A)	令和3年度	18,463	15,562	7,618	7,943	84.28%	73.24%
	令和4年度	18,987	16,503	7,614	8,888	86.91%	78.15%
総与信に占める割合 (不良債権比率)	令和3年度	6.96%					
	令和4年度	7.08%					
正常債権 (B)	令和3年度	246,602					
	令和4年度	249,035					
総与信残高 (A) + (B)	令和3年度	265,066					
	令和4年度	268,022					

部分直接償却…実施していません。

【総与信残高】=貸出金+債務保証見返+未収利息+貸付関連仮払金+私募債

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三ヶ月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三ヶ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。

●貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	6,347	6,019	—	6,347	6,019
	令和4年度	6,019	5,508	—	6,019	5,508
個別貸倒引当金	令和3年度	8,663	7,584	1,844	6,819	7,584
	令和4年度	7,584	8,609	97	7,486	8,609

(注) 計上及び算定方法は貸借対照表に関する注記に記載しております。

●貸出金償却の額

(単位：千円)

令和3年度	—
令和4年度	—

●有価証券に関する指標

〈商品有価証券の種類別平均残高〉

該当ありません。

〈有価証券の種類別残存期間別残高〉

令和3年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	2,538	—	9,878	21,241	60,128	27,889	—	121,676
地 方 債	—	870	2,610	213	3,089	560	—	7,344
社 債	7,739	18,010	18,214	4,526	7,216	31,267	7,786	94,762
株 式	—	—	—	—	—	—	12,456	12,456
外 国 証 券	301	1,513	10,400	6,951	5,623	8,146	—	32,938
そ の 他 証 券	2,811	8,793	5,792	4,183	2,148	4,162	19,284	47,176
合 計	13,391	29,187	46,896	37,117	78,206	72,026	39,527	316,354

令和4年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	25,034	7,190	69,989	21,497	—	123,711
地 方 債	529	495	2,726	—	3,446	536	—	7,734
社 債	9,286	19,079	10,180	5,054	6,507	29,841	7,662	87,610
株 式	—	—	—	—	—	—	13,162	13,162
外 国 証 券	498	7,458	9,212	4,191	8,499	6,031	—	35,892
そ の 他 証 券	2,281	7,318	4,554	5,301	254	6,261	22,123	48,095
合 計	12,594	34,351	51,708	21,737	88,698	64,168	42,948	316,207

〈有価証券の種類別残高〉

(単位：百万円)

	期 末 残 高		平 均 残 高	
	令和4年3月末	令和5年3月末	令和3年度	令和4年度
国 債	121,676	123,711	105,903	112,779
地 方 債	7,344	7,734	6,746	7,252
社 債	94,762	87,610	94,993	89,998
株 式	12,456	13,162	7,807	7,976
外 国 証 券	32,938	35,892	30,922	32,796
そ の 他 証 券	47,176	48,095	36,455	37,946
合 計	316,354	316,207	282,828	288,749

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

〈預証率〉

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度
期 末 預 証 率	53.14	52.38
期 中 平 均 預 証 率	47.05	47.05

【預証率】

預金量（譲渡性預金を含む）に対する有価証券の保有割合（有価証券保有額÷預金量×100）を示すもの。集めた預金をどの程度有価証券で運用しているかを示しております。

〈取得価額又は契約価額、時価及び評価損益〉

●売買目的有価証券、満期保有目的の債券

該当ありません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「2.市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載しております。

1.その他有価証券

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	10,766	5,978	4,787	11,526	6,098	5,427
	債 券	192,449	178,222	14,226	166,437	155,403	11,034
	国 債	110,129	98,681	11,447	107,325	97,909	9,416
	地方債	6,175	5,703	471	6,138	5,797	341
	社 債	76,144	73,837	2,307	52,973	51,696	1,276
	そ の 他	65,764	53,497	12,266	55,667	44,023	11,644
	小 計	268,980	237,698	31,281	233,631	205,525	28,106
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,630	1,947	△ 317	1,573	1,734	△ 160
	債 券	31,333	31,935	△ 602	52,619	54,890	△ 2,270
	国 債	11,546	11,894	△ 347	16,386	17,298	△ 912
	地方債	1,169	1,180	△ 10	1,595	1,630	△ 34
	社 債	18,617	18,861	△ 243	34,637	35,961	△ 1,323
	そ の 他	17,163	17,903	△ 740	30,107	31,628	△ 1,521
	小 計	50,128	51,787	△ 1,659	84,300	88,253	△ 3,953
合 計	319,108	289,486	29,621	317,931	293,779	24,152	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 貸借対照表中の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権を含めております。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

2.市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社	24	27
非 上 場 株 式	35	35
組 合 出 資 金	18	30
合 計	78	93

〈金銭の信託〉

●運用目的の金銭の信託

該当ありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

該当ありません。

〈デリバティブ取引〉

●金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

● 役職員の報酬体系の情報開示

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として退職慰労金の決定方法を規程で定めております。

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	174

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」122百万円、「賞与」25百万円、「退職慰労金」26百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

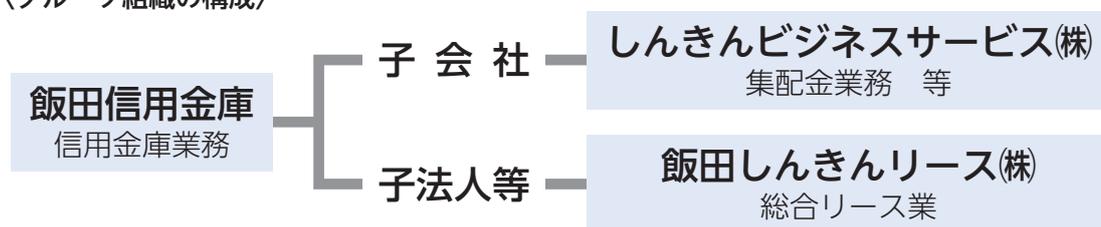
- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和4年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

決算状況（連結）

●金庫及びその子会社等の主要な事業の内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社、子法人等1社で構成され、信用金庫業務を中心に集配金業務、リース業務などの金融サービスを提供しております。

〈グループ組織の構成〉



〈子会社等に関する状況〉

名 称	しんきんビジネスサービス(株)	飯田しんきんリース(株)
住 所	飯田市錦町一丁目4番地	飯田市本町一丁目2番地
資 本 金	2,000万円	2,000万円
事 業 の 内 容	集配金業務 等	総合リース業
設 立 年 月 日	平成2年4月4日	平成9年4月1日
当金庫の議決権比率	100%	35%
子会社等の議決権比率	0%	0%

〈重要性の原則の適用について〉

当金庫では、子会社等は当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していませんが、連結自己資本比率についてはその内容を開示しております。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。

下記算式において、当金庫と子会社等との間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しております。

$$\text{資 産 基 準} = \frac{\text{子会社等の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{1,542\text{百万円}}{701,377\text{百万円}} \times 100 = 0.21\%$$

$$\text{経 常 収 益 基 準} = \frac{\text{子会社等の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{105\text{百万円}}{9,293\text{百万円}} \times 100 = 1.13\%$$

$$\text{利 益 基 準} = \frac{\text{子会社等の当期利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{9\text{百万円}}{2,066\text{百万円}} \times 100 = 0.45\%$$

$$\text{利 益 剰 余 金 基 準} = \frac{\text{子会社等の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{142\text{百万円}}{62,066\text{百万円}} \times 100 = 0.22\%$$

決算状況（自己資本の充実の状況）

■自己資本の充実の状況に関する定性的な開示事項

〈単体・連結での自己資本比率に関する事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本総額は令和5年3月末現在668億3百万円となっており、主な内訳は会員のみなさまからの出資金10億38百万円その他、過去の利益を積み立ててきた特別積立金603億0百万円と利益準備金11億16百万円及び一般貸倒引当金39億23百万円などです。

詳しくは、本誌資料編18ページに記載しております「自己資本の構成に関する開示事項」をご参照ください。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和5年3月末現在の自己資本比率は、国内基準である4%の5倍以上となる20.17%となりました。自己資本総額の90%以上が過去の利益を積み立てた特別積立金等であり、負債性の資本調達手段等が無いことから、極めて健全な内容と考えております。今後の自己資本充実に向けた方針としては、引き続き毎年の利益を確実に積み立てることに取り組みたいと考えており、当金庫の伝統である堅実経営、狭域高密度経営を堅持してまいります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、当金庫の貸出先や当金庫が購入した債券や株式（以下「有価証券」といいます）を発行した企業の財務内容が悪化し、貸出金や有価証券の元本や利息の回収が困難になることによって損失を被る危険をいいます。

当金庫では、貸出金や有価証券の信用リスクを適切に把握・管理することにより、適切な収益を安定的に確保できる資産構成を構築することを基本方針としていますが、社会的責任として地域経済を支えるという経営方針を実現するため、貸出金については地域のために必要なリスクを負担できるだけの自己資本を確保することにも取り組んでおります。

貸出金の信用リスク管理手続きとしては、新規のご融資に際して融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などのチェックを行い、必要に応じて担保差し入れなどを条件とさせていただいており、一定金額以上の大口ご融資先については定期的に現況報告会を開催しております。また、将来の損失に備えるため、過去の貸倒実績に基づいて引当金を計上しており、急激な環境変化によって万一地域経済が大きなダメージを受けた場合でも、損失額が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しております。

有価証券の信用リスク管理手続きとしては、格付機関による格付けを参考にリスクと利回りのバランスから購入、売却の判断を行っています。一般的に、債券の信用リスクは債券の価格（利回り）に反映されることから、保有する有価証券の時価が簿価を一定の比率で下回った場合に損失処理を行うことを規程化するとともに、損失処理基準に抵触しない有価証券の含み損の合計が自己資本総額の一定割合を上回らないように管理しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称及びエクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（「リスク・アセット」といいます）を計算するために、貸出金や有価証券の種類などに応じて法令で定められた掛け目をいいます。

当金庫では、法令で定められた適格格付機関（日本格付研究所、日本格付投資情報センター、スタンダード&プアーズ、ムーディーズ）のうち依頼格付と呼ばれる評価を取得している有価

証券等については、法令に基づき高い方から2番目の格付（1社の場合には当該格付）によるリスク・ウェイトを適用することとしております。なお、有価証券のうち事業債及び外国証券については、以下の通り適格格付機関を採用しております。

- ①国内債券・・・日本格付研究所（JCR）、日本格付投資情報センター（R&I）のうち低位の格付を採用する。
- ②外国債券・・・スタンダード&プアーズ（S&P）、ムーディーズのうち低位の格付を採用する。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクの管理では、例えば貸出金であれば、融資審査基準に基づき資金使途や返済原資などを確認して可否判断を行うことを基本としていますが、貸出先の財務内容が悪化して元本や利息の回収が困難になる可能性についても勘案し、必要に応じて預金や有価証券などの金融資産を担保としたり信用保証協会などの保証をつけていただいております。これらを信用リスク削減手法といいます。

リスク・アセットについては、法令に基づいてこのリスク削減手法を勘案した残高を使用することができまので、当金庫では、リスク・アセットの計算において次の手法を信用リスク削減手法として採用し、それぞれの手法に応じて計算手順などを定めております。

(1) 適格金融資産担保

当金庫の預金を担保としている貸出金について、担保額を貸出金残高から差し引くこととしており、当該担保額が信用リスク削減額となります。

(2) 貸出金と預金との見なし相殺

貸出金の担保としていない貸出先名義の預金のうち、法令に定められた条件に適合するものについて、預金残高の一定割合を貸出金残高から差し引くこととしております。この計算手続きを見なし相殺といい、貸出金から差し引いた額が信用リスク削減額となります。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している債権等については、保証された部分について当該保証人のリスク・ウェイトを適用できることから、保証がないと仮定して計算したリスク・アセットと当該保証人のリスク・ウェイトを適用して計算したリスク・アセットとの差額が信用リスク削減額となります。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は、現時点では資金運用手段としての活用は行わない方針としております。このため、リスク管理の方針及び手続きについては定めておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業を利用して住宅ローンの証券化を行っておりますが、買取型を利用することにより証券化した債権のリスクが当金庫に残らない取り扱いとしており、証券化の手続きは住宅金融支援機構の定める手順に従って実施しております。なお、住宅ローン以外については証券化を予定していないため、証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針等は定めておりません。

このため、証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称、及び証券化取引に関する会計方針、並びに証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は該当がありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当金庫が業務を行うための規程や取扱要領などを含めた内部管理体制が不十分であったり、地震、風水害などの自然災害や火災、事故などが原因で発生する損失をいい、非常に広範囲にわたります。

このため当金庫では、お客さまのお取引への影響が非常に大きくなる可能性があると考えられる事務処理手続き、コンピュータシステム、大規模災害、犯罪被害、火災被害、情報資産管理、流動性管理を中心に、それぞれについての規程や取扱要領を作成し、お客さまが安心して当金庫とお取引いただけるような体制を整えることを基本方針としております。このうち事務処理手続きやコンピュータシステムについては、内部監査や外部監査によってシステムの運用で規程に反した取り扱いが行われないよう管理しております。また、コンピュータシステムに万一障害が発生した場合や、自然災害や火災などの事故が発生した場合に備えての対応手順を定めており、可能な範囲で訓練を実施することによって被害を最小限にとどめるように努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額は、業務粗利益をベースとして法令で定められた基準により算出する「基礎的手法」を採用しております。

8. 信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、株式や投資信託等への投資につきまして、経営体力や管理能力等に合ったリスク管理を行い、適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式等については、評価額を日々把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には、内部規程に基づき適切に処理することとしております。市場価格の変動によって生じる価格変動リスクは、ALM委員会で管理するとともに、定期的に常勤役員会へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち市場金利の影響を受けるものについて、金利の変動により経済価値が変動するリスクをいいます。

当金庫では、金利リスクについて定期的に評価・計測を行い、ALM委員会で管理するとともに、必要に応じて常勤役員会へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

金利リスク計測の頻度は、四半期末日を基準日として、四半期ごとにIRRBBで計測しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注1）及び Δ NII（注2）並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下の通りです。

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年

③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值のみを合算し、通貨間の相関等は考慮しておりません。

⑥スプレッドに関する前提

割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEは、運用勘定の残存期間の短期化を主因として令和4年3月末比1,263百万円減少し、17,464百万円となりました。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

十分な自己資本の余裕を確保していると考えており、 Δ EVEは特段問題のない水準であると認識しております。

〈連結自己資本比率に関する追加事項〉

1. 連結の範囲

(1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点

当金庫が100%を出資する子会社である「しんきんビジネスサービス株式会社」及び35%を出資する「飯田しんきんリース株式会社」を連結自己資本比率算出の対象としております。なお、規則に基づく連結貸借対照表等の財務諸表における連結の範囲に含まれる会社は上記以外該当ありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編15ページに記載しております。

(3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

本誌資料編15ページに記載しております。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称及び主要な業務の内容

本誌資料編15ページに記載しております。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に関する制限は、規程等による定めを行っておりませんが、連結貸借対照表等の財務諸表が連結グループ全体の正確な資産内容を反映した正確なものとなるよう、外部監査法人による監査を受けて公表しております。

■自己資本の構成に関する開示事項

〈単体〉

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	61,048	63,079
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,048	1,038
うち、利益剰余金の額	60,020	62,066
うち、外部流出予定額 (△)	20	20
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△5
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,073	3,923
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,073	3,923
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	65,122	67,002
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	264	199
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	264	199
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	264	199
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	(ハ)	64,857
64,857	66,803	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	325,912	313,864
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 14,677	△ 14,515
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 14,677	△ 14,515
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	16,802	17,178
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	342,714	331,043
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	18.92%	20.17%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

〈連結〉

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	61,170	63,220
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,048	1,049
うち、利益剰余金の額	60,143	62,197
うち、外部流出予定額（△）	21	20
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 5
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	57	45
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,093	3,942
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,093	3,942
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	65,321	67,208
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	264	199
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	264	199
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	264	199
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)	65,056	67,009
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	327,486	315,367
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 14,677	△ 14,515
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 14,677	△ 14,515
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	16,986	17,348
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	344,473	332,715
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	18.88%	20.14%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

■ 定量的な開示事項

● 自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	325,912	13,036	313,864	12,554
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	307,109	12,284	294,315	11,772
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	99	3	99	3
地方三公社向け	63	2	407	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,305	1,652	44,472	1,778
法人等向け	119,960	4,798	109,642	4,385
中小企業等向け及び個人向け	31,507	1,260	30,239	1,209
抵当権付住宅ローン	7,306	292	3,716	148
不動産取得等事業向け	12,976	519	12,249	489
三月以上延滞等	45	1	26	1
取立未済手形	8	0	8	0
信用保証協会等による保証付	3,262	130	3,220	128
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	9,690	387	9,614	384
出資等のエクスポージャー	9,690	387	9,614	384
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	80,883	3,235	80,617	3,224
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	69,517	2,780	69,718	2,788
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,265	90	2,265	90
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	9,100	364	8,634	345
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	33,480	1,339	34,064	1,362
ルック・スルー方式	33,480	1,339	34,064	1,362
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 14,677	△ 587	△ 14,515	△ 580
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,802	672	17,178	687
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	342,714	13,708	331,043	13,241

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(連結)

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	327,486	13,099	315,367	12,614
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	308,683	12,347	295,819	11,832
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	99	3	99	3
地方三公社向け	63	2	407	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,305	1,652	44,472	1,778
法人等向け	119,960	4,798	109,642	4,385
中小企業等向け及び個人向け	31,507	1,260	30,239	1,209
抵当権付住宅ローン	7,306	292	3,716	148
不動産取得等事業向け	12,976	519	12,249	489
三月以上延滞等	45	1	26	1
取立未済手形	8	0	8	0
信用保証協会等による保証付	3,262	130	3,220	128
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	9,666	386	9,587	383
出資等のエクスポージャー	9,666	386	9,587	383
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	82,481	3,299	82,147	3,285
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	69,517	2,780	69,718	2,788
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,265	90	2,265	90
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	10,698	427	10,164	406
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	33,480	1,339	34,064	1,362
ルック・スルー方式	33,480	1,339	34,064	1,362
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 14,677	△ 587	△ 14,515	△ 580
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,986	679	17,348	693
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	344,473	13,778	332,715	13,308

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

●その他金融機関等（注）であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	493,441	493,984	263,468	266,030	229,973	227,953	—	—	348	880
国 外	26,748	26,996	—	—	26,748	26,996	—	—	—	—
地 域 別 合 計	520,190	520,980	263,468	266,030	256,721	254,949	—	—	348	880
製 造 業	53,605	53,324	32,885	32,681	20,719	20,642	—	—	18	12
農 業 ・ 林 業	804	811	774	781	30	30	—	—	3	3
漁 業	30	35	30	35	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	248	246	248	246	—	—	—	—	—	—
建 設 業	20,821	18,051	20,261	17,465	559	585	—	—	—	1
電気・ガス・熱供給・水道業	15,495	13,364	2,341	3,257	13,154	10,107	—	—	—	—
情 報 通 信 業	4,168	5,133	442	644	3,726	4,489	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	10,300	9,503	4,114	4,158	6,185	5,345	—	—	6	6
卸 売 業 ・ 小 売 業	31,390	29,924	21,307	21,080	10,082	9,349	—	—	210	812
金 融 業 ・ 保 険 業	59,633	60,017	11,666	12,035	47,966	47,476	—	—	—	—
不 動 産 業	33,511	36,558	19,643	22,247	13,868	14,311	—	—	0	—
物 品 賃 貸 業	1,191	1,252	1,191	1,252	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	1,776	1,723	1,676	1,623	100	100	—	—	0	—
宿 泊 業	10,410	10,604	9,916	10,108	493	495	—	—	—	—
飲 食 業	3,524	3,487	3,524	3,487	—	—	—	—	50	—
生活関連サービス業・娯楽業	7,503	6,609	7,503	6,609	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	225	216	225	216	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	9,222	9,131	9,222	9,131	—	—	—	—	—	—
その他サービス業	6,280	7,339	5,257	6,393	1,022	946	—	—	—	—
国・地方公共団体等	164,686	165,561	25,872	24,491	138,813	141,070	—	—	—	—
個 人	85,360	88,082	85,360	88,082	—	—	—	—	56	41
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	520,190	520,980	263,468	266,030	256,721	254,949	—	—	348	880
1年以下	51,584	50,404	41,004	40,090	10,579	10,313	—	—	—	—
1年超3年以下	40,050	47,530	19,655	20,497	20,394	27,033	—	—	—	—
3年超5年以下	65,209	72,414	24,104	25,261	41,104	47,153	—	—	—	—
5年超7年以下	57,489	38,272	24,555	21,836	32,933	16,436	—	—	—	—
7年超10年以下	118,211	134,430	42,153	45,987	76,058	88,443	—	—	—	—
10年超	178,667	169,168	110,803	111,262	67,864	57,906	—	—	—	—
期間の定めのないもの	8,977	8,758	1,190	1,095	7,786	7,662	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	520,190	520,980	263,468	266,030	256,721	254,949	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで、

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 貸出金、オフ・バランス取引、三月以上延滞エクスポージャーは国内取引のみとなっております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌資料編11ページに記載しております。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

令和3年度

(単位：百万円)

業種名	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高
			目的使用	その他		
製造業	1,683	1,973	84	1,598	1,973	—
農業・林業	28	10	10	18	10	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	548	929	—	548	929	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	1	—	1	1	—
運輸業・郵便業	291	268	—	291	268	—
卸売業・小売業	1,786	1,852	—	1,786	1,852	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	282	278	—	282	278	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	0	—	—	0	—	—
宿泊業	1,613	1,627	—	1,613	1,627	—
飲食業	152	144	—	152	144	—
生活関連サービス業・娯楽業	1,883	101	1,726	157	101	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	11	10	—	11	10	—
その他サービス業	9	26	—	9	26	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	370	358	23	346	358	—
業種別合計	8,663	7,584	1,844	6,819	7,584	—

令和4年度

(単位：百万円)

業種名	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高
			目的使用	その他		
製造業	1,973	1,526	5	1,967	1,526	—
農業・林業	10	9	—	10	9	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	929	967	—	929	967	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	1	—	1	1	—
運輸業・郵便業	268	269	—	268	269	—
卸売業・小売業	1,852	1,784	72	1,780	1,784	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	278	846	—	278	846	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,627	2,542	16	1,611	2,542	—
飲食業	144	168	4	140	168	—
生活関連サービス業・娯楽業	101	98	—	101	98	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	10	13	—	10	13	—
その他サービス業	26	25	—	26	25	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	358	354	—	358	354	—
業種別合計	7,584	8,609	97	7,486	8,609	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	241,673	－	200,570
10%	－	33,627	－	33,206
20%	9,412	71,478	10,709	134,909
35%	－	21,497	－	11,014
40%	－	5,300	－	8,002
50%	36,895	38,839	30,703	1,200
70%	－	15,123	－	16,123
75%	－	45,611	－	43,573
100%	12,048	118,012	12,286	117,333
120%	－	1,100	－	600
150%	－	15	126	0
250%	－	18,724	－	18,912
270%	－	2,700	－	2,700
合 計	58,356	613,705	53,826	588,146

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		3,395	3,059	68,430	82,883

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	12,396	12,396	13,099	13,099
非 上 場 株 式 等	60	60	62	62
そ の 他	3,608	3,608	3,734	3,734
合 計	16,065	16,065	16,896	16,896

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、信用中央金庫向けの普通出資・優先出資等です。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
売 却 益	85	14
売 却 損	3	-
償 却	0	0

(注) 損益計算書における損益の額を掲載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	4,663	5,571

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	-	-

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	33,480	34,064
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,464	18,727	704	1,017
2	下方パラレルシフト	-	-	47	60
3	スティープ化	13,831	14,976		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	17,464	18,727	704	1,017
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	66,803		64,857	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。